

3 農振第 914 号
令和 3 年 6 月 30 日



各 地 方 農 政 局 長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産省農村振興局長

土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の運用について

「土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2149 号農林水産事務次官依命通知）」の遵守すべき具体的な運用について別添のとおり定めたので、国営土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、「土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の運用について（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2150 号農林水産省農村振興局長通知）」は廃止する。

3 農振第 915 号
令和 3 年 6 月 30 日



各 地 方 農 政 局 農 村 振 興 部 長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

国土交通省北海道開発局農業水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の基準及び運用の解説、
技術書について

「土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の運用について（令和 3 年 6 月 30 日付け 3 農振第 914 号農林水産省農村振興局長通知）」が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の基準及び運用の解説、技術書について別添のとおり作成したので、国営土地改良事業の実施に当たって参考とされたい。

これに伴い、「土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」の基準及び運用の解説、技術書について（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2151 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）」は廃止する。